一　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町今田字黄谷二一七四の二、二一八六の二、二一八八の三、二一八九の四、二一九一の三、二一九三の二、二一九九の二、二二〇〇の二、二二〇三の二、二二一八の二、二二一九の二、二二一九の三、二二二一の一、二二二一の二、二二二二、二二二三の二、二二二六の二、二二二七の二、二二二四二の二、二二二四三の二、二二二五四の三、二二二五五の三、二二二五七の二、二二六〇の二、二二六〇の四から二二六〇の六まで、二二六五の二、二二六五の三、字穴袋三二八四の二、三二八四の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二千九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県鯖江市上河内町七八字荒谷八から一一まで、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二、一四、一五の一、一六の一、一七から二四まで、三七の二、三八、三九、四〇の二、四一の二、四二の二、四三の二、四五、四九から五二まで、五七から六一まで、七八の一、七九の一、八〇の一、八一の一、八二、八三の一、八三の二、八四の一、八四の二、八五から八八まで、七九字東谷四から六まで、一四から三三まで、三四の一、三四の二、三五から三七まで、八〇字坂二から一七まで、一八の一、一八の二、一九、二〇、二一の一、二一の二、二二の一、二三から二七まで、二八の一、二八の二、二九の一、二九の二、三〇から三四まで、三五の一、三五の二、三六から三九まで、四〇の一、四〇の二、四一、四二、四三の一、四三の二、四四の一、四四の二、四五の一、四五の二、四六、四七、四八の一、四八の二、四九の一、四九の二、五〇から五五まで、五六の一、五六の二、五七の一、五七の二、五八の一、五八の二、五九の一、五九の二、六〇の一、六〇の二、六一の一、六一の二、六二の一、六二の二、六三の一、六三の二、六四、六五の一、六六、八一字雛気谷三三、三四の一、三四の二、三五の一、三五の二、三六、三七の一、三七の二、三八から四一まで、四二の一、四二の二、四三の一、四三の二、四四から五〇まで、五一の一から五一の四まで、五一の一、五一の二、五三の一、五三の二、八二字奥如来二五、二六の一、二六の二、二七の一、二七の二、二八、二九、三二、三三の一、三三の二、三四の一、三四の二、三五の一、三五の二、三六から三九まで、四九、五〇、八三字口如来六〇から六二まで、九〇字奥三ツ俣一一三、一一八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県鯖江市上河内町七八字荒谷二五から三六まで、三七の一、四〇の一、四一の一、四二の一、四三の一、四四、四六から四八まで、五三から五六まで、六二から七七まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び鯖江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年八月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第5007号	救命胴衣（固型式）（子供用）	日本救命器具株式会社	胴ベルト及び首テープの厚さを変更したものを追加
第5008号	救命胴衣（固型式）	〃	〃
第5009号	救命胴衣（固型式）（子供用）	〃	〃
第5010号	救命胴衣（固型式）（幼児用）	〃	〃
第5011号	救命胴衣（固型式）（幼児用）	〃	〃

○国土交通省告示第九百十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年八月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4795号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	藤倉航装株式会社	①自動膨脹装置、マウントシャフト、補助送気管及び補助送気装置を変更 ②ベルトの材料をナイロンから又はポリエステルからポリプロピレンに変更したものを追加
第4868号	〃	SMNN—02	〃

○国土交通省告示第九百十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年八月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4954号	進水装置用膨脹式救命いかだ	RFD—Toyo DLMkIV	16 RFD Limited	気室の材料を強化天然ゴムからポリウレタン引き布に変更したものを追加
第4955号	〃	RFD—Toyo DLMkIV	25 〃	〃
第4956号	膨脹式救命いかだ	RFD—Toyo MkIV	6 〃	〃
第4957号	〃	RFD—Toyo MkIV	10 〃	〃
第4958号	〃	RFD—Toyo MkIV	15 〃	〃
第4959号	〃	RFD—Toyo MkIV	25 〃	〃
第4960号	〃	RFD—Toyo MkIV	20 〃	〃
第4961号	〃	RFD—Toyo MkIV	16 〃	〃